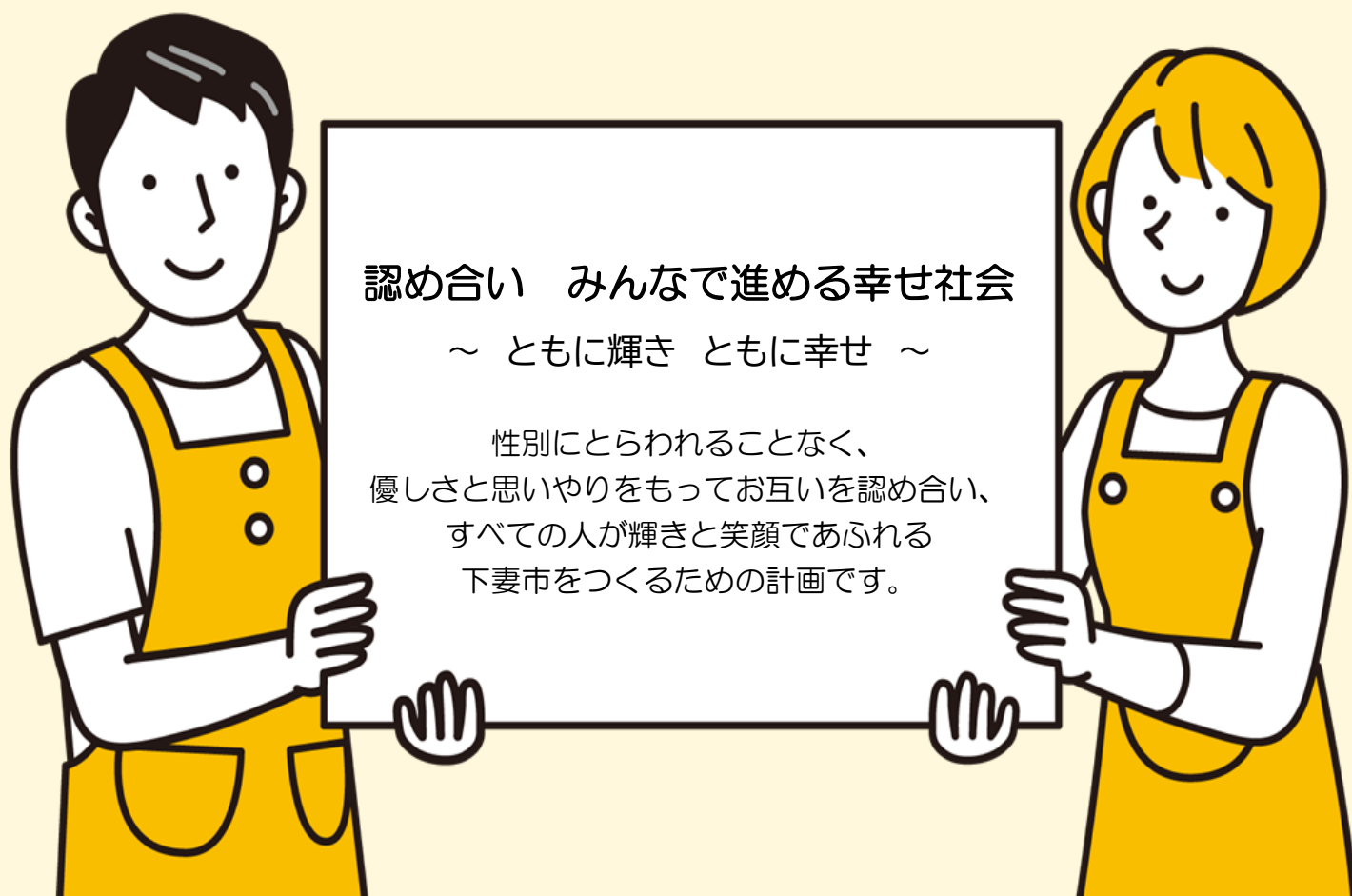


第4次 下妻市男女共同参画推進プラン

2022 ~ 2031



認め合い みんなで進める幸せ社会

～ とともに輝き とともに幸せ ～

性別にとらわれることなく、
優しさと思いやりをもってお互いを認め合い、
すべての人が輝きと笑顔であられる
下妻市をつくるための計画です。

令和4年3月

下妻市



第4次下妻市男女共同参画推進プランの概要

位置付け



- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」の後継計画として、本市の男女共同参画社会形成の推進に関する施策を、市・市民・事業者が一体となって総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。
- 「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」と同様、本市における「DV防止基本計画」及び「女性活躍推進計画」を含んでいます。

計画期間

- 計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間です。期間中に法律の改正や社会情勢等に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

策定体制

- 計画策定にあたり、アンケート調査で市民意識の把握に努めるとともに、有識者、議員、市民、市内関係機関及び団体の代表者による「男女共同参画推進委員会」を組織し内容の審議を行いました。

基本理念※



- (1) 個人と人権の尊重、男女の能力発揮の機会の確保
- (2) 社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和
- (3) 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の社会的活動の両立
- (5) 国際的協調

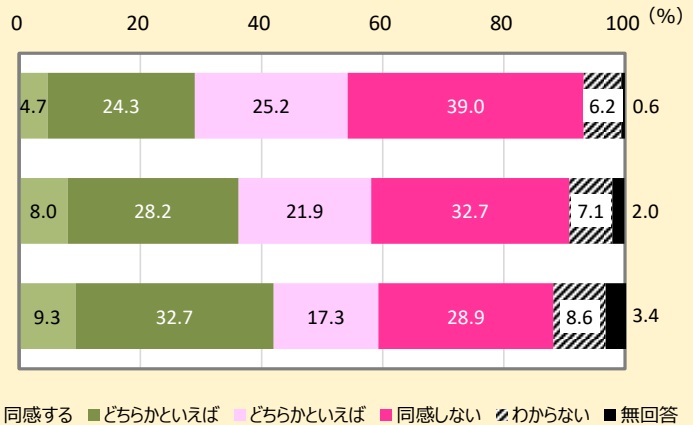
※下妻市男女共同参画推進条例から抜粋

市民意識調査



「男性は仕事、女性は家庭」という考えに同感しない市民が増えています。

【「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について】



『同感しない』は、
 令和3年 64.2%
 平成28年 54.6%
 平成23年 46.2%
 です。

『同感しない』

- 施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大
- 施策の方向性2 職場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
 - ワーク・ライフ・バランスの実現
 - だれもが活躍できる働き方の実現
 - 安心して就労できる環境づくり
- 施策の方向性3 地域における男女共同参画の推進
 - 地域力を高める人材育成・コミュニティづくり
 - U・Iターンの促進
 - 未来の農業のエンジンとなる担い手づくり
 - 農業分野における男女共同参画の推進
 - 教育環境の整備

基本目標Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のため、政策や方針決定の場、職場・地域における男女共同参画の推進を目指します。

男女共同参画社会の形成

第4次下妻市男女共同参画推進プラン
スローガン

認め合い

みんなで進める幸せ社会

～ ともに輝き ともに幸せ ～

基本目標Ⅱ

安心・安全な暮らしの実現

多様な生き方が実現できるように、安心・安全なまちづくりを目指します。

- 施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶
 - 身体的・精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり
 - 男女が互いの人権を尊重する社会づくり
- 施策の方向性2 生活上の困難に対する支援と多様性の尊重
 - 持続可能で多様な生き方の実現
 - 困難を抱えがちな子どもへの支援
 - 誰もが教育を受けることができる環境づくり
 - 多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現
- 施策の方向性3 生涯を通じた健康支援
 - 「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進
 - 結婚・出産の希望がかなう社会づくり
 - 人生百年時代を見据えた健康づくり
- 施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進
 - 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

個性と能力が発揮できる環境を整備し、意識の改革を目指します。

- 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 誰もが能力を発揮できる社会づくり
 - 安心して子どもを育てられる社会づくり
 - 地域包括ケアシステムの構築
- 施策の方向性2 教育・メディアを通じた男女共同参画への意識改革
 - 一人ひとりが尊重される社会づくり
 - キャリア教育による将来の目標づくり
 - 生涯にわたる学びのすすめ
 - 正しいメディアとのつきあい方



数値目標



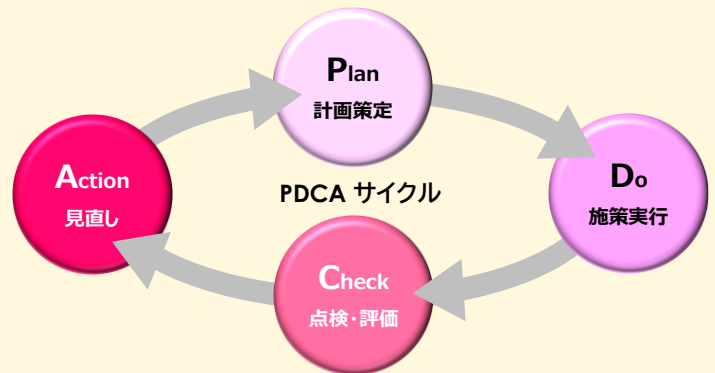
指標項目	実績値	目標値	
	令和3年度	令和8年度	令和13年度
審議会等の女性の登用率	25.5%	30%	40%
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	64.2%	85%	100%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	50.5%	70%	80%
DV被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合	男性：84.4% 女性：50.8%	男性：50% 女性：30%	男性：20% 女性：20%
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	35.3%	40%	50%
自治会など地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	22.7%	30%	40%
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	44.4%	50%	60%
男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合	54.0%	85%	100%



プランの推進

本プランの進行管理は、これまでと同様、毎年度、施策及び実施事業の進捗状況をとりとまとめ、達成度や効果・課題等を分析し、必要に応じて事業を見直していくPDCAサイクルにより実施します。

また、その結果については年次報告書を作成し、市民に公表します。



第4次下妻市男女共同参画推進プラン【概要版】

令和4年3月

発行・編集：下妻市 市長公室 市民協働課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

TEL: 0296-43-2114 FAX 0296-43-4214

E-mail: kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

ホームページ: <https://city.shimotsuma.lg.jp>

